

CFP®資格審査試験問題集（相続・事業承継設計）

平成28年度第2回

（本書籍の下記のページに誤りがありました。お詫びして訂正いたします。）

・71 ページ 問題 44（設問 A）

- （誤）1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価格×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）
＜計算＞①1株当たりの類似業種比準価格：900円
- （正）1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）
＜計算＞①1株当たりの類似業種比準価額：900円

・72 ページ 問題 45（設問 B）

- （誤）原則的評価方式により評価した金額は1,010円であるため、500円を選択する。
- （正）④原則的評価方式による評価額

中会社の原則的評価方式は、次の算式により計算した金額によって評価する。ただし、納税義務者の選択により、次の算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算することもできる（同基本通達179（2））。なお、次の算式の1株当たりの純資産価額は、株式を取得した者とその同族関係者が保有する議決権割合が50%以下であるときは、80%を乗じて計算した金額とするが、算式の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算するとした場合の純資産価額は80%を乗じた金額とすることはできない（同基本通達185）。

1株当たりの相続税評価額＝類似業種比準価額×L＋1株当たりの純資産価額×（1－L）

900円×0.90＋2,000円×80%×（1－0.90）＝970円

算式中の「類似業種比準価額」を1株当たりの純資産価額により計算した場合のQD社の相続税評価額は
2,000円×0.90＋2,000円×80%×（1－0.90）＝1,960円

となるため、評価額が低い970円を選択する。

⑤QD社の1株当たりの相続税評価額

③<④ ∴500円